

令和4年度第23回旭川市いじめ防止等対策委員会

会議の概要	
日時	令和5年3月7日（火） 午後6時00分から午後8時30分まで
場所	旭川市教育委員会 4階 会議室
出席者（委員）	5名 辻本 純成, 平野 直己, 諏訪 清隆, 高谷 桃子, 宮川 新治（敬称略）
出席者（事務局）	（学校教育部）野崎教育長, 眞田次長 （教育指導課）辻並次長, 末木主幹, 常盤課長補佐, 竹中課長補佐, 角地主査, 柳澤主査
会議の公開・非公開	議題1及び2：公開 議題3：非公開（旭川市情報公開条例第8条該当：個人情報を取り扱うため）

会議録

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 議題1 「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について

※事務局から、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について説明

○委員長

- ・事務局から「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について説明があったが、委員の皆様から何かないか。

○委員

- ・条例骨子案の基本理念において一步踏み込んだ表現にしたとのことだが、どの部分を指しているのか、また、その理由を伺う。

○事務局

- ・条例骨子案については、いじめ防止対策推進法や北海道いじめの防止等に関する条例等を参考に作成しているが、いじめの重大事態に係る調査報告書の中でも、とりわけ、学校・教育委員会への御指摘を受け、反省しなければならないところを踏まえ一步踏み込むことを検討した。
- ・具体的には、基本理念の1点目についてはいじめは重大な人権侵害であること、2点目についてはいじめの防止のために児童生徒が主体的に行動できるようにすること、3点目についてはいじめ対応に関わり児童生徒の苦痛を積極的に捉えることを記載したところである。

○委員

- ・2点目については、児童生徒の責務ということなのか伺う。

○事務局

- ・責務については、市、教育委員会、学校、市民等にあると考えており、児童生徒の責務という考えはない。

○委員

- ・基本理念の2点目を読んだとき、児童生徒がいじめを行わないように、いじめを見て見ぬふりをしないように、主体的に行動するように、いじめを理解する旨で行うという感じで、児童生徒に求めている印象がある。
- ・いじめの防止等のための基本的な方針には、いじめ防止対策推進法制定の意義が示されており、具

体的には、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校における組織的な対応が必要であることや、大人の振る舞いが子どもに影響を与えること、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得ることなどが記載されている。基本理念よりも前に、このようなことを示すべきではないか。

- ・全国的にいじめの認知件数が増えている。いじめの定義では、ある児童がボールの取り合いをした際、取られた児童が嫌な思いをしたとなればいじめとして認知し1件と数えることになるが、ボールの取り合いをさせないことが目的なのか、それとも、成長の過程で、このような経験を通して学ぶことも必要ではないかと考えるのか。
- ・条例の制定により児童生徒をがんじがらめにするのではなく、ボールの取り合いのような経験を通して学んだからこそ、心が痛むような痛ましいいじめ事案を防ぐことにもなるのではないか。
- ・条例は、大人の責務について示しているのであり、大人はいじめを見逃してはならない、勝手に判断してはならない、市民も含め組織的に児童生徒を見守ることが重要である。このような視点から一歩踏み込んでみてはどうか。

#### ○委員長

- ・いじめの重大事態に係る調査においても、同様の確認をしながら進めてきた。児童生徒にいじめはやってはいけないと上からいうだけでは何も解決しない。一人一人が生活し、行動するとき、対人関係のトラブルは起こり得るものであり、どのように受け止め、対応することが必要なのかを考えられるような前文にしてはどうか。

#### ○委員

- ・前文の5段落目に、「全ての市民が『いじめは絶対に許されない』、『いじめは卑怯な行為である』との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していじめの防止等に取り組むことが必要だ」との記載があるが、一方、いじめはいじめの防止等のための基本的な方針には、「『いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる』との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない」との記載があるので、このような視点から一歩踏み込んでみてはどうか。

#### ○委員

- ・いじめが起きた後の対応ではなく、いじめに発展させないために大人はどのようにマネジメントするのが大切だと考える。日常の児童生徒の言動に目を向け把握し、いじめの被害にも、加害にもならないようにするのが、大人の責任ではないか。一方、児童生徒から「このような行為はいじめである」と言えるような文化も大切である。
- ・重大事態への対処に「在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を經由して市長に報告しなければならない」との記載があるが、校長がこれは重大事態であるとか、ないとか判断するのではなく、疑いの時点で教育委員会に報告し、相談することが必要ではないか。

#### ○委員長

- ・いじめの重大事態に係る調査報告書にも盛り込んだが、教職員は、児童生徒一人一人の言動に注目し、いじめにつながるような要素がないか、教育のプロとして専門的に見ていかなければならない。また、一人で判断するのではなく、定期的な対策組織会議を開催し、複数の目で見て、判断することの繰り返しにより、いじめの未然防止や早期発見につなげていくべきだと考える。

#### ○委員

- ・いじめ防止条例骨子案と資料6「学校・教育委員会におけるいじめ対策について」との関連について説明いただきたい。

#### ○事務局

- ・条例では理念を示すとともに、義務付けていく。条例制定後、旭川市いじめ防止基本方針を改定し、具体的な施策や取組等に示すことになる。
- ・例えば、早期発見については、次年度から定期的な学校いじめ対策組織で取り扱った事案については、いじめの認知の有無にかかわらず、一週間に一度、教育委員会に報告することになり、教育委員会と市長部局のいじめ防止対策推進部と共に、検証していくことを考えている。

#### ○委員

- ・是正勧告に関わり、「市長は、相談、通報等を受けたいじめ（いじめの疑いがあると認めるものを含む。）について、その事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができる。」との記載があるが、どこの組織が調査や調整等を行うのか。
- ・また、「市長は、調査、調整等の結果、必要と認めるときは、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該是正勧告について旭川市子ども・子育て審議会等の意見を聴かなければならない。」との記載があるが、旭川市子ども・子育て審議会等がケース会議等を開催し、意見を述べることになるのか伺う。

#### ○事務局

- ・調査や調整等については、市長部局のいじめ防止対策推進部と教育委員会のいじめ対策担当がチームとなり対応していく。
- ・当該是正勧告について旭川市子ども・子育て審議会等の意見を聴かなければならないとなっているが、具体的には、現在、市長部局が検討中である。

#### ○委員長

- ・市長部局に新設する部署は、条例にどのように関わりがあるのか。

#### ○事務局

- ・条例骨子案の定義に「市」について「市長及び教育委員会をいう。」と記載しているが、この市長の部分に、市長部局に新設する部署であるいじめ防止対策推進部が関係している。

#### ○委員長

- ・いじめの防止等に関する取組を市長部局と教育委員会が共に進めていくということなのか。また、並列の関係なのか。

#### ○事務局

- ・今後、いじめの防止等に関する取組については、市長部局に新設するいじめ防止対策推進部と、教育委員会のいじめ対策担当が1つのチームとなり対応していくことになる。
- ・具体的には、議題2において、資料7を基に説明する。

## (2) 議題2 いじめ対策について

※事務局から、「いじめ対策」について説明

### ○委員長

- ・事務局から「いじめ対策」について説明があったが、委員の皆様から何かないか。

### ○委員

- ・教育委員会における教員研修を経験年数によって分ける意図を伺う。

### ○事務局

- ・校長及び教頭の管理職、主幹教諭、ミドルリーダー、生徒指導部のいじめ対策担当、初任段階教員等の役職や経験年数によって研修内容を検討し、段階的に理解を深めていくという意図を考えている。
- ・例えば、初任段階教員であればいじめの定義や学校いじめ対策組織の役割など、基礎的・基本的なことから行う予定である。

### ○委員

- ・いじめの定義等については、教員採用試験等でも問われる内容なので、初任段階教員の方が理解していると考えられ、経験年数が多い方が正しい定義の理解ができていないのかもしれない。
- ・いじめ対策のポイントは、他職種連携や校内連携であり、経験や立場を超えて共に学ぶ事が大切である。
- ・国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、できるだけ全ての先生が何らかの形でいじめ対策組織に加わることができるようにすることとの記載があり、いじめ対策組織については、特定の能力や専門性を有した教員が担当するのではなく、様々な先生方が関わることで学ぶ機会とすることも求められている。また、同僚性が大事にされており、個人の先生がいじめの判断をするのではなく、常に組織で把握することを経験してほしい。
- ・これらのことから、役職や経験年数による研修を設定するだけではなく、役職や経験年数に関係なく校内研修等を充実させることにも取り組むべきだと考えており、このことで役職や経験を超えて全ての教職員で児童生徒を見守っていく環境づくりが進むと考えている。

### ○事務局

- ・今後、教育委員会における教員研修の持ち方や、学校はいじめ対策組織の構成の工夫についても、検討していく。また、各学校における校内研修については、資料6の学校の未然防止に示しているが、いじめ対策に係る教職員の専門性の向上に向けた定期的な校内研修の実施において、役職や経験を超え、共に学ぶことができる機会となるよう支援していきたい。

### ○委員

- ・いじめ対策コーディネーターの役割は、スーパーバイザー的なのか、児童生徒に寄り添うのか、教職員に寄り添うのかなどについて伺う。

### ○事務局

- ・新規の取組であるいじめ対策コーディネーターの配置においては、退職校長2名がスーパーバイザー的な役割を担うことになる。例えば、いじめ対処プランの作成や校内研修の講師を行うとともに、各学校の好事例を収集し還流するなどの業務を考えている。

### ○委員

- ・いじめ対策コーディネーターにはかなりの専門性が期待される。また、各学校においてもいじめ対策のリーダー的な存在がおり、その方々の役割分担はどうなるのか。

### ○事務局

- ・いじめ対策コーディネーター2名が、小中学校78校を巡回するため、学校を訪問する回数についてもある程度限られることから、校内のリーダーと役割が重なることは考えていない。

### ○委員

- ・教育委員会における教員研修や各学校における校内研修の講師については、教育委員会職員や教職員だけではなく、弁護士や心理士などの専門性をもった外部講師を依頼するなど、外の風を取り入れていただきたい。
- ・研修内容についても、全て教育委員会が考えるのではなく、外部講師とともに検討したり、グルー

ワークなどの協議や事例研究によるシミュレーションなど実効性のあるものを取り入れたりしていただきたい。

- ・令和4年度ははじめの認知件数が大幅に増えているとのことだが、教職員の業務ははじめ事案への対処だけではなく多岐にわたることから、教職員の負担軽減について心配である。

#### ○事務局

- ・これまで各種研修会等においては、教育委員会の職員や、管理職・教職員が講師を務めることが多かったが、はじめを多面的に捉える必要があることから、今後は、様々な立場や専門性を生かした講師の選定についても検討していく。
- ・教職員の負担軽減については、今後も、はじめの対応に係る予算措置について努力するとともに、はじめの対応以外となるが、部活動指導員やスクールサポートスタッフなど人的な支援を継続していく。

#### ○委員

- ・はじめの早期発見については、各学校において、スクールカウンセラーや部活動指導員など、教職員以外の方々から情報収集できるような環境整備が必要ではないか。
- ・道教委のおなやみポストの取組は理解できるが、一方で、タブレット端末を持たせる上での情報モラル教育の充実も必要である。
- ・定期的な学校いじめ対策組織会議の開催は大切であるが、形骸化しないよう教育委員会に報告させるなどの取組は検討しているのか。
- ・ネットによるはじめが増えていくことが予想できるが、各学校におけるネットパトロール等の取組は進んでいるのか。
- ・いじめ対策チームと子ども総合相談センターとの連携の具体はどのようなことを想定しているのか。

#### ○事務局

- ・はじめに係る情報共有については、校内にいじめ対策推進リーダーを位置付け、毎日、担任等から児童生徒の様子等について情報収集するとともに、管理職に報告する仕組みを構築する。
- ・SNSを介したはじめについては、非常に見付けにくく、また、不適切な書き込みや画像等が拡散された場合の対処は学校だけでは非常に難しいと考えていることから、小学校の段階からSNSの適切な利用に係る学習を行う準備を進めている。
- ・定期的な学校いじめ対策組織で取り扱った事案については、はじめの認知の有無にかかわらず、一週間に一度、教育委員会に報告することになっており、教育委員会で把握することになっている。
- ・資料7のいじめ対策チームと子ども総合相談センターとの連携については、発達障害や家庭環境の問題、不登校などいじめの問題の入口や背景が多種多様であることから、子育て支援や福祉の立場からの支援などを想定している。

#### ○委員

- ・長期欠席や不登校、登校渋りなどの児童生徒の中には、一部はじめの被害にあっている児童生徒がいるのかもしれないが、どのように見つけ出すのか。

#### ○事務局

- ・教育委員会では、毎月、長期欠席状況に係る調査を行っており、月に7日以上欠席した児童生徒については、欠席日数とともに、その理由についても報告を受けており、はじめが理由となって不登校となっているケースについては把握している。また、次年度は、定期的な学校いじめ対策組織で取り扱った事案については、はじめの認知の有無にかかわらず、一週間に一度、教育委員会に報告することになるため、はじめが要因となっている不登校等に関わっても確認していく。
- ・今後は、保護者の意向を踏まえることになるが、市長部局に新設するいじめ防止対策推進部とも連携し、心理士やスクールソーシャルワーカーなどの専門職の方々と共に対応していく。

#### ○委員

- ・今説明があったことは、学校から正確な報告が合った場合の対応となるので、間違いなく報告がなされるよう体制整備に努めていただきたい。

#### ○委員

- ・困難なケースが起きた場合は、教育委員会や市長部局でこのような対応が出来るという寄り添い方

ではなく、学校においては、困っている児童生徒を日常的に見つけ出すような早期発見に力を入れてほしい。

○事務局

- ・不登校児童生徒数は、本市においても、右肩上がりに増加しており、課題となっていることから、現在、学校向けの指導資料を作成しているところである。資料においては、不登校になってからの対応ではなく、欠席が続いた場合の初期対応についても好事例等を紹介している。

○委員

- ・不登校の対応については、教育委員会がリーダーシップを発揮し、どのような対応を目指すのか明確に示してほしい。

○委員

- ・不登校の背景に、対人関係のトラブルがあった、トラブルにより嫌な思いをしていじめにもなる。今後は、いじめ対策チームが、いじめと不登校の関係を明らかにできるように期待している。
- ・また、いじめの重大事態対応マニュアルを作成する予定であるとのことだが、自死が起きた際の背景調査や詳細調査と、重大事態調査の関係等についても明記すべきだと考える。
- ・例えば、自死があった場合の背景調査や詳細調査を行うことになるが、背景に対人関係のトラブルがあることは十分考えられる。事案が発生してから学校現場が判断し対応することは難しいため、定期的なシミュレーションが必要である。シミュレーションを通して、役割分担を明確にしたり、どこで齟齬が起こるのかを確認したりすることができる。

○委員

- ・教育委員会における教員研修や学校における校内研修に、いじめの対応に係るシミュレーションを取り入れてはどうか。
- ・学校における課題が明らかになるとともに、繰り返すことで対応力が付いていくことが期待できる。

○委員

- ・取り扱う事例や対応例には、あらかじめ学校で起こり得るエラーを入れておき、つまずきに気付けるように工夫していただきたい。
- ・児童生徒の自死が起きた際、学校が保護者への聞き取りを行ったところ、SNSに誹謗中傷と思われる書き込みが発見された。今後、学校に求められる対応や役割分担等を検討するとともに、課題を明らかにするなど具体的な事例がよいと考える。

○委員

- ・旭川市においてスクールロイヤーの役割はどのようなことを想定しているのか伺う。

○事務局

- ・現在、本市においては、スクールロイヤーは配置されておらず、来年度も配置する予定はないが、市長部局のいじめ防止対策推進部に弁護士資格を有する方が配置される予定になっており、今後は、教育委員会と学校が、いじめの対応について法的な視点からの助言を受けることができるようになる。

○委員長

- ・令和5年度のいじめ対策については、いじめの重大事態に係る調査報告書における再発防止策を一つ一つの取組として、検討していただけたと評価しているが、調査報告書を作成した委員としては、全てを一気に実現することは難しいと認識している。
- ・例えば、いじめの対応に係るシミュレーション等が大切であるからすぐに取り組を始めるなど、一つ一つの取組に軽重や順位付けをしながら進めてほしい。

### (3) 議題3 その他

※事務局から、「令和3年度のいじめの状況等」について説明

#### ○委員長

- ・事務局から「令和3年度のいじめの状況等」について説明があったが、委員の皆様から何かないか。

#### ○委員

- ・令和4年度におけるいじめの認知件数が増加するとの説明があった。教育委員会からの働きかけにより、各学校におけるいじめの認知に対する考え方が変わったのだと考えられる。
- ・これまでも、文部科学省のいじめの定義が変わると、一度認知件数が増加し、その後年々減少していく傾向があった。
- ・今後も、教育委員会から学校に対して、今年度同様の働きかけを継続する必要があると考える。
- ・旭川市内には78校の学校があるが、いじめの認知をしている学校の割合はどの程度か。

#### ○事務局

- ・いじめの認知をしている学校は、令和3年度は78校中61校だが、今年度は2月末現在70校であり、いじめの認知をしていない学校は、極小規模校のみとなっている。

#### ○委員

- ・いじめの把握のためのアンケート調査においても、アンケート前の児童生徒への説明の仕方で、「嫌な思いをしたことがある」と回答する児童生徒数が変わってくると考えている。
- ・アンケートの説明内容や、アンケート回収後の教育相談等の持ち方などについて、市全体で共通の取組を行うことができるよう、教育委員会からの指導を徹底する必要があると考える。
- ・今後、旭川市内の学校において、いじめの認知をしている学校が100パーセントになっても、それを責められるのではなく、なぜ100パーセントになっているのかを説明できるようなことも、大切なことではないかと考える。

## 4 閉会